

# 神戸市路線バス運行改善維持支援事業補助金交付要綱

令和3年4月1日 都市局長決定  
令和4年2月14日 改正  
令和4年5月23日 改正

## (目的)

第1条 この要綱は、地域の実情に応じた持続可能な交通の確保に向けて、地域住民、運行事業者及び市がそれぞれの役割分担のもと、相互に連携協力しながら取り組む路線バスの運行改善維持にかかる経費について、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成27年3月神戸市規則第38号。以下「補助金規則」という。）に定めがあるもののほか、当該補助金の交付等に関して必要な事項を定める。

## (対象事業)

第2条 補助対象事業は、次の各号のすべてに該当する運行事業の導入に伴い必要となる事業で、別表1に掲げる事業とする。

- (1) 地域の実情に応じた運行として、市が認定した運行事業であること。
- (2) 地域を代表する組織として市が認定した地域組織（以下、「認定地域組織」という。）と路線バスの運行事業者（以下、「運行事業者」という。）が、協働して実施する路線バスの維持改善を図る運行事業であること。

## (事業計画の策定)

第3条 補助対象者は、事業の実施に先立ち、路線バス運行改善維持事業計画（様式第1号）を策定するものとする。

## (事業の認定)

第4条 補助対象者は、路線バス運行改善維持事業認定申請書（様式第2号）に路線バス運行改善維持事業計画を添えて市長に提出するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により提出された路線バス運行改善維持事業認定申請書を審査の上、この内容が適当であると認めた場合、事業の認定を行い、補助対象者にその旨を路線バス運行改善事業認定（不認定）通知書（様式第3号）により通知する。

## (事業計画の変更等)

第5条 前条の規定による認定を受けた補助対象者は、路線バス運行改善維持事業計画において定めた事項を変更し、又は廃止しようとするときは、事前に市と十分な協議、調整を行わなければならない。

## (事前の協議等)

第6条 補助対象者は、支援等を受けようとするときは、市と十分な協議、調整を行わなければならない。

ない。

(補助条件)

第 7 条 補助対象者、対象経費及び補助金の額等の補助条件は、別表 1 に掲げる事業についてそれぞれ別表 2 に定める補助条件によることとする。

(交付申請)

第 8 条 補助対象者は、補助金規則第 5 条第 1 項に基づき補助金の交付を申請するときは、次に掲げる書類を、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金交付申請書（様式第 4 号）
- (2) 別表 2 に定める必要書類

(交付の決定)

第 9 条 市長は、補助金規則第 6 条による補助金の交付決定を行うときは、補助金交付決定通知書（様式第 5 号）により、速やかに補助対象者に通知するものとする。

- 2 市長は、補助金規則第 6 条第 3 項による補助金額の交付が不相当である旨の通知を行うときは、補助金不交付決定通知書（様式第 6 号）をもって速やかに補助対象者に通知するものとする。

(補助事業の変更等)

第 10 条 補助対象者は、補助金規則第 7 条第 1 項第 1 号に掲げる承認を受けようとするときは補助金交付決定内容変更承認申請書（様式第 7 号）を、同第 2 号に掲げる承認を受けようとするときは補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第 8 号）を、市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、承認することが適当であると認めるときは、その旨を補助金交付決定変更通知書（様式第 9 号）又は補助事業中止（廃止）承認通知書（様式第 10 号）により、補助対象者に通知するものとする。

(実績報告書の提出)

第 11 条 補助対象者は、補助金規則第 15 条に基づき補助事業の実績を報告しようとするときは、次に掲げる書類を当該補助事業の完了後、当該補助事業完了の日（廃止の承認を受けたときは、次に掲げる書類をその承認を受けた日）から起算して 15 日を経過した日又は補助金の交付の決定をした会計年度の 3 月 31 日のいずれか早い日までに、市長まで提出しなければならない。

- (1) 補助事業実績報告書（様式第 11 号）
- (2) 事業の実施状況がわかる書類（対象経費の支出額がわかるもの等）

(交付額の確定)

第 12 条 市長は、補助金規則第 16 条による補助金の交付額の確定を行ったときは、補助金額確定通知書（様式第 12 号）により、速やかに補助対象者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第 13 条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金請求書（様式第 13 号）を市長の定める期日までに市長に提出しなければならない。

2 前項の請求があったときは、市長は速やかに補助金を補助対象者に支払うものとする。ただし、市長が必要と認める場合は、補助金の交付の決定額以内の額の補助金を補助対象者からの補助金概算払請求書（様式第 13 号）による請求により概算交付することができる。

(交付決定の取消し)

第 14 条 市長は、補助金規則第 19 条による補助金の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、速やかに、その旨を補助金交付決定取消通知書（様式第 14 号）により通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金等の交付を取り消した場合において、既に補助金等を交付しているときは、期限を定めて補助金を返還させるものとする。

(その他)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、都市局長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 3 年 4 月 1 日改正)

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 4 年 2 月 14 日改正)

この要綱は、令和 4 年 2 月 14 日から施行し、令和 3 年 4 月 1 日から遡及して適用する。

附 則 (令和 4 年 5 月 23 日改正)

この要綱は、令和 4 年 5 月 23 日から施行する。

別表 1 (第 2 条関係)

番号	対象事業
1	路線バス運行改善維持支援事業
2	地域組織活動支援事業

別表 2 (第 7 条関係)

番号	対象事業名	1 路線バス運行改善維持支援事業
補助条件	補助対象者	運行事業者
	補助金の額及び対象経費	<p>補助金の額は、予算の範囲内で、次に掲げる経費に相当する額と補助限度額のいずれか少ない額とする。</p> <p><b>【立ち上げ支援】</b></p> <p>(1) バス停留所標識本体及び設置工事に要する経費（ただし、道路占用料は除く）</p> <p>(2) 車体表示及び車両サイン、音声合成作成にかかる経費</p> <p>(3) 運輸局申請に要する諸経費</p> <p>(4) その他市長が特に必要と認める経費</p> <p>※(1)の補助対象バス停留所箇所数は、次の式で算出されるものを上限とする。</p> $\text{補助対象バス停留所箇所数} \leq \text{路線延長(m)} \div 600(\text{m}) \times 2 - \text{既存のバス停留所箇所数}$ <p><b>【復旧支援（路線バス運行改善維持事業で整備した内容が、試験運行後、不要となった場合）】</b></p> <p>(1) 停留所の撤去、道路復旧に要する経費</p> <p>(2) 車体表示及び車両サイン、音声合成作成にかかる経費</p> <p>(3) 運輸局申請に要する諸経費</p> <p>(4) その他市長が特に必要と認める経費</p>
	補助限度額	<p><b>【立ち上げ支援】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>対象経費(1)のバス停留所 1 箇所あたりの補助限度額は、150 千円とする。</li> <li>対象経費(2)から(4)の補助限度額は、合わせて 250 千円とする。</li> </ul> <p><b>【復旧支援】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>対象経費(1)のバス停留所 1 箇所あたりの補助限度額は、60 千円とする。</li> <li>対象経費(2)から(4)の補助限度額は、合わせて 250 千円とする。</li> </ul>
その他の条件	<p>(1) 路線バス運行改善維持事業の実施に伴い必要となる事業であること。</p> <p>(2) 補助対象者は、補助金により取得した財産（以下「取得財産」という。）について、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。</p>	
必要書類	<p>(1) 路線バス運行改善維持事業計画書</p> <p>(2) その他市長が特に必要と認めるもの</p>	

別表 2 (第 7 条関係)

番号	対象事業名	2 地域組織活動支援事業
補助条件	補助対象者	認定地域組織
	補助金の額及び対象経費	<p>補助金の額は、予算の範囲内で、地域組織の運営及び路線バスの利用促進を実施するにあたって要する経費のうち、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 総会、定例会等の組織運営のために必要な会議室等の借り上げ料、資料の作成及び印刷に要する費用</p> <p>(2) 広報紙、パンフレット等の作成及び印刷並びに頒布に要する費用</p> <p>(3) 講演会、研修会等の開催に伴う会場使用料及び講師の謝礼に要する費用</p> <p>(4) 事務連絡等の通信に要する費用</p> <p>(5) 団体の運営に必要な事務に要する費用</p> <p>(6) 路線バスの利用促進に要する費用。ただし、運行経費への直接的な補填金は補助対象としない。</p> <p>(7) その他市長が特に必要と認める費用</p>
	補助限度額	<p>補助限度額は、350 千円とする。</p> <p>ただし、事業が年度をまたがって実施される場合にあつては、その合計が補助限度額を超えないこと。</p>
	その他の条件	<p>(1) 路線バス運行改善維持事業に伴い必要となる事業に限り、その期間は 1 年を超えないものとする。</p> <p>(2) 次に掲げる取得財産の管理等について同意すること。</p> <p>ア 補助対象者は、補助金により取得した財産（以下「取得財産」という。）について、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。</p> <p>イ 補助対象者は、補助金の交付を受けた年度終了後 5 年間は、取得財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸付け又は担保に供してはならない。運行を休止しようとする場合においても同様とする。ただし、劣化が激しい場合や安全性を脅かす可能性がある場合は、この限りではない。</p>
	必要書類	<p>(1) 路線バス運行改善維持事業計画書</p> <p>(2) その他市長が特に必要と認めるもの</p>